

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
1	○		6	第1章	第5節	5.	(1)					(1)本市からのサービスの対価	本市からのサービスの対価は、次のとおりとする。 ア 設計・建設・工事監理業務の対価 本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、現時点では、設計業務に係るサービスの対価は完了払を、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。(ただし、那覇市民会館の解体・撤去業務のサービスの対価については完了払を想定している。また、設計業務に係るサービスの対価のうち、既設雨水管移設に係る詳細設計業務及び与儀公園再編整備基本計画策定業務のサービスの対価については、各業務の完了後に支払うことを想定している。) イ 維持管理業務の対価 本施設の維持管理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。	本市からのサービスの対価は、次のとおりとする。 1) 設計・建設・工事監理業務の対価 本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、現時点では、設計業務に係るサービスの対価は完了払を、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。(ただし、那覇市民会館の解体・撤去業務のサービスの対価については完了払を想定している。また、設計業務に係るサービスの対価のうち、既設雨水管移設に係る詳細設計業務及び与儀公園再編整備基本計画策定業務のサービスの対価については、各業務の完了後に支払うことを想定している。) 2) 維持管理業務の対価 本施設の維持管理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。
2	○		11	第1章	第7節							【法令・条例等】	⑦ 児童福祉法、発達障害者支援法、社会教育法、地域保健法、医療法、医療法施行規則	⑦ 児童福祉法、発達障害者支援法、社会教育法、地域保健法
3	○		11	第1章	第7節							【法令・条例等】⑫ 条例	i)沖縄県建築基準法施行条例及び細則 ii)沖縄県福祉のまちづくり条例 iii)沖縄県景観形成条例、沖縄県屋外広告物条例 iv)沖縄県情報公開条例、沖縄県個人情報保護条例 v)沖縄県暴力団排除条例 vi)沖縄県環境影響評価条例 vii)沖縄県環境基本条例 viii)沖縄県生活環境保全条例 ix)沖縄県自然環境保全条例 x)那覇市役所支所設置条例 xi)那覇市公民館条例及び施行規則 xii)那覇市立図書館条例及び施行規則 xiii)那覇市こども発達支援センター条例 xiv)那覇市障がい者福祉センター条例 xv)那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例 xvi)那覇市立教育研究所設置条例及び施行規則 xvii)那覇市開発行為の許可等に関する条例及び規則 xviii)那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例及び規則 xix)那覇市水道給水条例 xx)那覇市下水道条例 xxi)那覇市個人情報保護条例 xxii)那覇市情報公開条例 xxiii)那覇市都市景観条例、那覇市屋外広告物条例 xxiv)沖縄県赤土等流出防止条例 xxv)那覇市福祉のまちづくり条例 xxvi)那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例	・沖縄県建築基準法施行条例及び細則 ・沖縄県福祉のまちづくり条例 ・沖縄県景観形成条例、沖縄県屋外広告物条例 ・沖縄県暴力団排除条例 ・沖縄県環境影響評価条例 ・沖縄県環境基本条例 ・沖縄県生活環境保全条例 ・沖縄県自然環境保全条例 ・沖縄県赤土等流出防止条例 ・那覇市役所支所設置条例 ・那覇市公民館条例及び施行規則 ・那覇市立図書館条例及び施行規則 ・那覇市こども発達支援センター条例 ・那覇市障がい者福祉センター条例 ・那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例 ・那覇市立教育研究所設置条例及び施行規則 ・那覇市開発行為の許可等に関する条例及び規則 ・那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例及び規則 ・那覇市水道給水条例 ・那覇市下水道条例 ・那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例、那覇市情報公開条例 ・那覇市都市景観条例、那覇市屋外広告物条例 ・那覇市福祉のまちづくり条例 ・那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
4	○		12	第1章	第7節							【要綱・基準等】	① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説 ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料 ④ 建築設計基準及び同解説 ⑤ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針 ⑦ 建築工事安全施工技術指針 ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱 ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン ⑪ 那覇市グリーン購入指針 ⑫ 沖縄県大規模行為景観形成基準 ⑬ 沖縄県身体障害者福祉法施行細則 ⑭ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号) ⑮ 那覇市公共サイン計画 ⑯ その他関連要綱及び基準	① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説 ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料 ④ 建築設計基準及び同解説 ⑤ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針 ⑦ 建築工事安全施工技術指針 ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱 ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン ⑪ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号) ⑫ 沖縄県大規模行為景観形成基準 ⑬ 沖縄県身体障害者福祉法施行細則 ⑭ 那覇市グリーン購入指針 ⑮ 那覇市公共サイン計画 ⑯ 那覇市中高層建築物等の建築に関する指導要綱 ⑰ その他関連要綱及び基準
5	○		41	第2章	第3節	6.			④	iv)		④公共下水道(雨水)	iv)那覇市民会館の下に埋設されている既存埋設雨水管については、事業予定地内に移設すること。ただし、新設する雨水管直上(上空含む)には構造物を設置しないこと。切回し後、既存埋設雨水管については、撤去すること。	iv)那覇市民会館の下に埋設されている既存埋設雨水管については、事業予定地内に移設すること。ただし、新設する雨水管直上(上空含む)には構造物を設置しないこと。なお、車路の設置は可とするが、雨水管維持管理の作業中に複合施設又は民間施設等の利用に支障をきたさないよう計画すること。 v)切回し後、既存埋設雨水管については、撤去すること。
6	○		53	第2章	第3節	8.	(4)	2)				2)図書室	図書室は、児童(読み聞かせコーナー含む)エリア、一般エリア、郷土エリア、参考図書エリア、新聞エリア、雑誌エリア、AVエリア、展示特集エリア、サービス受付エリアで構成する。	図書室は、児童(読み聞かせコーナー含む)エリア、一般エリア、郷土エリア、参考図書エリア、新聞エリア、雑誌エリア、AVエリア、展示特集エリア、サービス受付エリアで構成し、教育や福祉の関係機関の入居及び近隣には病院や保健所等が点在している立地条件を踏まえ、「教育・福祉・健康」の情報発信等のコーナーごとに特色を持たせ、有機的なつながりに配置すること。
7	○		58	第2章	第3節	8.	(5)	1)		ii)		(5)那覇市こども発達支援センター	ii)平成6年4月の児童福祉法一部改正に伴う業務増加(中核的な役割:特に障害児通所支援事業者その他の関係者に対する専門的助言や援助)に対応するため人員増となる可能性があることに配慮し、調理室、静養室、資料室、トイレ以外の各諸室において各専門職の個別事務が可能となるよう整備すること。また将来の業務拡大に柔軟に対応できるよう余裕のある施設計画とすること。	ii)令和6年4月の児童福祉法一部改正に伴う業務増加(中核的な役割:特に障害児通所支援事業者その他の関係者に対する専門的助言や援助)に対応するため人員増となる可能性があることに配慮し、調理室、静養室、資料室、トイレ以外の各諸室において各専門職の個別事務が可能となるよう整備すること。また将来の業務拡大に柔軟に対応できるよう余裕のある施設計画とすること。
8	○		72	第2章	第3節	8.	(8)	1)		ii)		(8)教育研究所	ii)中央図書館に専用書庫(閉架書庫への蔵書)を設置すること。可能な限り図書館と近接し、かつエレベーターホールから遠い位置に配置することが望ましい。	ii)中央図書館の閉架書庫内に蔵書を予定している。可能な限り図書館と近接し、かつエレベーターホールから遠い位置に配置することが望ましい。

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
9	○		86	第3章	第2節	4.							iii)周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うとともに、騒音、振動、排気ガス、粉塵等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。また、杭がある施設は、杭の撤去も計画に含め、実施すること。なお、予測できない杭が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本市が負担することとする。なお、建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。	iii)周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うとともに、騒音、振動、排気ガス、粉塵等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。また、「 <u>閲覧資料3 既存施設現況図</u> 」を参照の上、杭の撤去も計画に含め、実施すること。なお、予測できない杭が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本市が負担することとする。なお、建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。
10	○		90	第3章	第2節	5.	(1)		②			② 本市の完成確認	本市は、事業者による上記の自主完成検査及び設備機器、什器・備品等の試運転の終了後、本施設及び設備機器、什器・備品等について、 <u>次の方法により完成確認を実施する。</u>	本市は、事業者による上記の自主完成検査及び設備機器、什器・備品等の試運転の終了後、本施設及び設備機器、什器・備品等について、 <u>那覇市請負工事検査規程に準じ、完成確認、中間確認及び既済部分確認を実施する。中間確認の確認項目及び確認実施時期等については別途指示する。</u>
11	○		104	第5章	第1節					v)		民間収益事業総則	—	v)民間施設に係る土地に雨水管を移設する場合、配管管理者が維持管理を行えるよう支障物メンテナンスや補修を行うことを前提とし、事業者は本市に協力を行うこと。